

山部市街地住居表示の実施について

平成22年7月12日 No. 3 / 発行：富良野市市民環境課市民年金係

◇ 平成23年2月末 住居表示(住所変更)実施 ◇

山部市街地住居表示については、平成22年度実施予定とし昨年より山部地区総合振興協議会を窓口とし協議を開始し、町名のアンケート調査を実施後、区域・町割・町名についての協議結果が役員会の承認を経て市に要望書として提出されました。

6月1日開催の住居表示審議会に要望内容を踏まえ諮問し、下記の内容で答申を受けました。今後、7月9日から30日間告示し、9月議会提案し実施作業を進めていきます。

●平成22年度の作業

- ・22年6月 事業実施計画作成、富良野市住居表示審議会にて審議（地域からの協議内容を審議・答申）
7月 町名・町割案の告示（30日間）
家屋現況調査、出入口・新入路調査（調査員による）
- 9月 市議会議決（区域と方法、町割・町名）
世帯主・事務所調査（調査員による）
- ・23年1月 関係機関通知、知事へ報告
～2月 対象者世帯・会社へ通知、住居表示板・街区表示板を取り付け

・・・この間住所変更に伴う手続等について説明会を実施いたします・・・

◎23年2月末 住所変更（住民基本台帳データ異動）、各種公簿書換 →ここで変更となります！

おねがい …… 上記調査作業時においては委託会社である「日建コンサルタント株式会社」の身分証持参の者が、調査のため地域に立ち入りますのでご協力をお願いいたします。（身分証は顔写真付で市長が認証したものです。）

●住居表示対象区域と町割（住居表示審議会答申内容）



6月1日開催の富良野市住居表示審議会における答申内容。

- (1)実施区域については、左図の赤線の区域
- (2)町割と町名は5町とし山部東町、山部中町、山部南町、山部北町、山部西町とし左図の町界とする。
- (3)住居表示の実施方式は街区方式とする。

■住居表示に関するお問合せ
富良野市役所
総務部市民環境課市民年金係
TEL 0167-39-2301

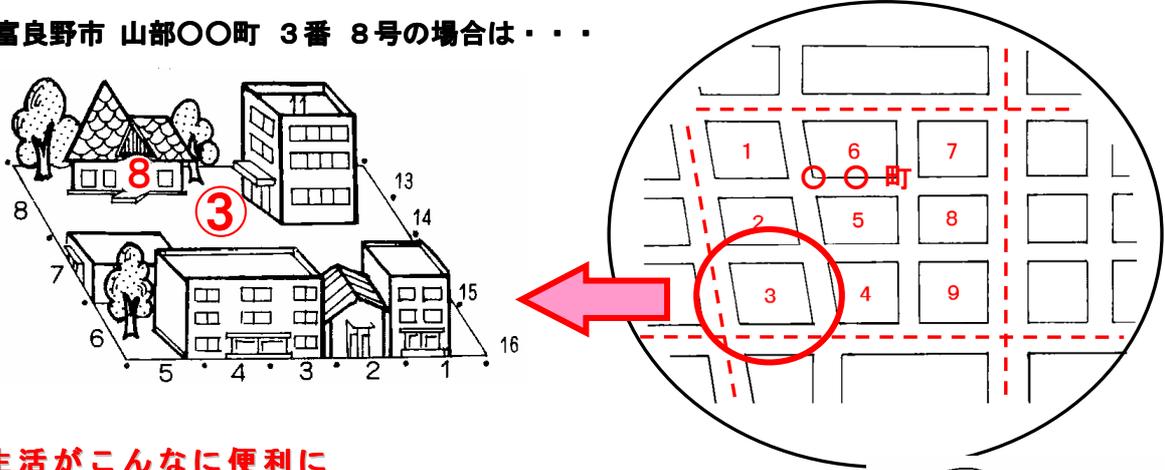
住居表示についての概要

● 住居表示制度について

現在、住所の表し方として、土地の地番を用いて〇番地、などとしていますが、地番は順序よく並んでいないうえ、飛び番・欠番ができてることがあります。また、同一地番にたくさんの家が建っている場合もあり、家屋の所在が非常に分かりづらいものとなっています。

そこで、「住居表示に関する法律」に基づいて町の区域（町界）と町の名称（町名）を整備し、住居や事業所の所在地（住所）をわかりやすくします。

（例）富良野市 山部〇〇町 3番 8号の場合は・・・



● 日常生活がこんなに便利に

- ・ 訪問者が容易に目的の建物や場所を探することができます。
- ・ 宅配や郵便などの遅配や誤配が少なくなります。
- ・ 警察や消防、救急などの緊急時により早く現場に到着できます。



● ご自身で手続きをしていただくもの

こういうことは（事項）	どこへ（申請・届け先）
土地・建物等不動産の所有者等の住所変更登記 ※	土地・建物等の所在地を管轄する法務局
会社等法人登記及び代表者の住所変更登記 ※	本・支店の所在地を管轄する法務局
自動車運転免許証	富良野警察署または最寄の交番・駐在所
各種許・認可証	発行先
国民年金・厚生年金証書（既に年金を受け取られている方）	年金事務所
共済年金証書（既に年金を受け取られている方）	各共済組合

※住居表示実施に伴う住所変更登記にかかる登録免許税は、市発行の「住居表示決定通知書」または「住居表示変更証明書」を添付することで無料になります。（ご自身で変更登記を申請する場合）
※詳細については後日お知らせいたします。

● ご協力をお願いします

- ・ 住居表示実施のための事前調査に、調査員が訪問することがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・ 建物の玄関・出入り口などの見やすいところに「住居番号板」を取り付けます。
- ・ 街区の角の建物の壁などに「街区表示板」を取り付けます。

